

## 令和6（2024）年度 新規学卒求人の手続きについて

ハローワーク泉佐野  
事業所サービス・企画部門

新規学校卒業予定者にとって、就職は人生の大きな転機のひとつでもあり、従来からその就職が円滑に行えるよう特段のご配慮をお願いしているところです。各企業におかれましては、適正な採用計画を策定のうえ、新規学校卒業予定者の採用についてご検討いただき、『新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き』（以下：手引き）をよくお読みのうえ、求人申込いただくようお願いいたします。

### 1 はじめに

- (1) まずは、【公正採用選考及び学卒求人のルールに係る動画】を視聴してください。
- (2) 視聴後に、『公正な採用選考』のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書』を作成してください。
- (3) 手引きにつきましては、ホームページ上にてデータを掲載させていただいております。
- (4) 募集の中止や募集人数の削減がないよう、責任ある的確な採用計画をお願いいたします。特に求人数の設定は必要最低限で。  
また、学卒求人の求人数は生徒・学生が卒業するまで確保する枠となります。中途採用をしたことを理由に学卒求人を取り消すといったこともないよう計画を立ててください。
- (5) 採用内定取消し等を防止するよう、十分に留意してください。

### 2 高卒求人

- (1) 6月3日（月）より受付開始し、7月1日（月）以降に求人票を2階⑧番窓口にて返戻いたします（その際に内容確認もお願いいたします）。  
なお、求人票作成にかかる事務処理の都合上、6月14日（金）までに受付した求人につきましては、7月1日（月）の返戻に間に合うよう準備いたします。  
6月17日（月）以降のお申込みについては、7月2日（火）以降の返戻を別途ご案内させていただくこととなるかもしれませんので、なるべくお早めの手続きをお願いいたします。

- (2) 求人申込みは次のいずれかの方法でお願いいたします。

- ① 新規の求人申込書（高卒）の提出による申込み

※現在は4枚1セットの様式となっております。掲載データを印刷してご記入ください。

- ② 平成29年度以降に申し込まれた求人票に朱書き訂正のうえ提出

※令和元年度までの求人票を原稿とする場合には追加項目の確認が必要ですので、『朱書き修正用補足シート（高卒）』も添付してください。

- ③ ハローワークインターネットサービス（以下HWIS）上からの求人仮登録機能による申込み

\* 求人者マイページを開設済の場合は、

ログイン（求人者マイページ）

から手続きをしてください。

\* 事業所台帳作成済かつHWISからの求人申込みが初めての場合は、

求人者マイページ開設（パスワード登録）

から手続きをしてください。

※必要に応じて『マイページ・手書き用補足シート』を別途提出

- (3) 【指定校求人】と【公開求人】について

\* 指定校求人とは、学校を指定して生徒の推薦を希望する方法（複数応募は「否」となります）  
求人申込時に『学校・推薦人員一覧表』を添付していただくか、補足事項欄等に学校名・推薦人員を記入

※推薦数の合計は、求人数の概ね3倍程度までとなるよう配慮ください。

\* 公開求人とは、学校を指定せず、求人票をインターネット公開で掲載する方法

(4) 求人票の返戻時には、次の書類を必ずご持参ください。引き換えとさせていただきます。

- ① 「公正な採用選考」のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書
- ② 採用関係書類等点検票（および添付書類）

(5) 応募前職場見学については、事前選考とならないよう配慮してください。

(6) 選考スケジュールは、9月5日以降に高校からの応募を受け、9月16日以降に採用選考を実施していただきます。

選考方法については、必ず面接を行ってください。書類選考のみ・学科試験のみは不可。

(7) 紹介期限日は令和7年6月30日です。

求人数すべての内定が確定（充足）するまで、求人取消は行えません。

### 3 大卒等求人

(1) ハローワークでも受理・公開しております。求人公開は4月1日以降、紹介は6月1日から。

(2) 手書き用の申込書はハローワークインターネットサービスよりダウンロードいただけます。

### 4 中卒求人

(1) 就職希望者は一定数おりますので、1件でも多くのお申し込みをお願いいたします。

(2) 求人票は手書きのみで、ダウンロードデータがありません。ご希望の企業はお申し出ください。

### 5 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）について

(1) 青少年雇用情報の提供（第13条・第14条）

(2) ユースエール認定制度（第15条）

※若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

### 6 その他

(1) 就職差別につながるおそれのある質問など、不適切な対応を決して行わないためにも、手引きの「Ⅲ 採用選考」は必ずご確認ください。

(2) 求人者マイページをご利用の場合、求人者マイページ上で紹介保留・求人取消は行わないでください。

#### 【担当（申込書の提出先）】

ハローワーク泉佐野（泉佐野公共職業安定所）  
事業所サービス・企画部門

〒598-0007 大阪府泉佐野市上町2丁目1-20  
TEL. 072-463-0565（部門コード31#）